【契約の概要調書】

(契約件名)

廃液の処理(単価契約)

契約の概要

本件は、

海洋観測の分析で発生した有害物質を含んだ廃液を、法律・法令等に則って 適切に処理することを目的とする。

引渡予定日

廃液の引渡は、次の3回に分けて実施する。

第1回 平成25年6月28日(金)

第2回 平成25年9月27日(金)

第3回 平成26年1月10日(金)

履行期限

搬出を実施した日から3ヶ月以内に、産業廃棄物管理票(マニフェスト) E票を提出すること。ただし、最終履行期限は、平成26年3月31日(月)とする。

引渡場所は、

気象庁地球環境・海洋部海洋気象課(地下1階荷搬出入口) (東京都千代田区大手町1-3-4)

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成25年5月13日(月)17時まで
- 最低価格落札方式
- 電子入札対象案件

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件 名 廃液の処理(単価契約) (電子入札対象案件)

(2) 就 業 内 容 仕様書のとおり

(3) 派 遣 期 間 平成26年3月31日(月)

(4) 就 業 場 所 気象庁

- 2. 競争に参加するものに必要な資格
- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証 (廃酸)等及び第14条第4項に基づく産業廃棄物処理業の許可証(廃酸)等を取得する者。
- (5) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係

03-3212-8341 (内線2185)

- 4. 入札説明書等の交付期間等
- (1) 交付期間 平成25年4月24日 から 平成25年5月10日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子媒体(USBメモリー、CD-R)要持参)。
- 5. 証明書等提出期限等
- (1) 提出期限 平成25年5月13日 (月) 17時
- (2) 提出書類
 - (A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
 - (B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札方式参加願
- 6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法
- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.まで持参すること。
- (2) 入札書の締め切り

平成25年5月20日 (月) 16時

(3) 開札日時・場所 平成25年5月21日 (火) 16時 気象庁総務部613共用会議室

- 7. 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 8. その他
- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

平成25年4月24日

支出負担行為担当官 気象庁総務部長 野俣光孝